

コロナ禍における臨床教育実践研究センターの方針

梅 村 高太郎

生命を脅かす未知のウイルスの感染拡大を防ぐために、あらゆる社会活動が制限された春先、私たちはそれまで当たり前にあった日常を失った。社会における人と人とのつながりが薄らいだ一方で、家で過ごす時間は増加し家族との適度な距離が失われ、対人的葛藤や心理的問題が引き起こされた。見通しを得られない事態に耐えられず、正しいものを求めるあまりに、考え方や感じ方の違いが拡大され、異なる主張や態度への不寛容や糾弾も生じた。そして、感染によって生命・健康が脅かされる不安、経済活動の停滞からくる今後の生活への不安は今なお漂い、私たちの心身に負荷をかけ続けている。

このように社会を大きく揺るがし、生活を一変させ、人々のところに大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行下において、私たち臨床教育実践研究センターが担うべき役割は少なくないだろう。しかし、あらゆる対人接触がリスクを伴うこの状況において、残念ながら当センターの活動も制限せざるをえなかった。まず、学校教育現場等で子どもに関わる専門家を対象として毎年開催していたリカレント教育講座を今年度は実施できなかった。また、当センター客員教授としてニューヨークの精神分析家 Donna Orange 先生をお迎えする予定だったが、日米双方の COVID-19 の流行によって来日が困難となり、先生に講師を務めていただく予定だった公開講座も実施できなくなってしまった。時局を鑑みていずれも致し方ない判断ではあったが、心理臨床の知見を現場に還元していく機会を失ったことは非常に残念である。

ただし、当センターの活動のもっとも根幹に位置づけられる附属心理教育相談室は、国内・府内の感染状況や大学全体の活動制限を参照しつつ、慎重な検討を重ねながら開室を続けてきた。COVID-19 に関連した当相談室の動きを記しておく、と、まず関連報道が増え出した 2 月頃より、次第に開室状況の問い合わせや感染リスクを理由としたキャンセルの連絡が入り始めた。それを受けて 3 月頭には相談室運営について協議を行ったが、消毒・常時換気等の感染症対策を入念に実施して心理相談活動を継続することとした。しかし、その後も国内都市部を中心に感染は拡大していき、東京都をはじめとした 7 都府県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、相談室でも 4 月 9 日より新規の申込受付を一時休止することを決定した。だが、この際も継続中の心理相談を機関として一律に停止することはせずに、ケースの状況に応じて電話面接も併用しながら開室を継続した。

全国の各種の心理相談機関は、この流行下で果たして臨床活動を行いうるのか、行うにしても何に気をつけどのように行うべきなのか、十分な判断材料がないなかで難しい判断を強いられたと思われる。大学附属の心理相談機関のなかには、大学施設そのものへの入構禁止等で運営を止めざるをえなかったところもあると聞くが、当相談室は上記の通り相談活動の全面停止という形を取らずに、実施すべきか

どうかの判断を個々のセラピストとクライアントに委ねることにした。この方針の選択に至った理由は複合的なものではあるが、こうした状況下であってもできるかぎり心理相談を実施できる場を提供し続けることが心理臨床機関としての役割であろうこと、そして、実際的なリスクや事態の捉え方等が個々のケースによって異なる状況で、それぞれのクライアントとセラピストが自分たちの心理相談の実施について判断できる余地を残すことが大切だと考えたことが大きな理由であるように思う。

一方で、こうした当機関の方針は、個々のセラピストとクライアントに判断の自由を保障すると同時に、機関が下すならば自ら行う必要のなかった判断と、それに伴う責任を強いるものだったとも言える。セラピストとしては、クライアントの理解や思い、置かれた状況を確認し、心理療法を行うことがクライアントやその関係者の生命や健康を損なう危険性と、クライアントにとって心理療法を失うことのリスクを慎重に見極めねばならない。クライアントの側も同様に、自分にとってのセラピーの意味や必要性を改めて考え、見通しの立たない不確かな状況で選択をせねばならないことになる。しかし、やはり心理臨床実践においては、セラピストが都度の局面においてケースにとって何が大切かを考え続けることが重要であるし、クライアントが自分自身の生を主体的に判断し選び取っていく力を持つことを期待し尊重することが大切だろう。当相談室の方針は、そうした心理臨床の営みに内在する志向性に沿ったものであったと思う。

実際のところ、感染へのリスクや周囲への影響を考え、休止や延期を選択したケースもあれば、こうした点を考慮してなお心理療法が必要だと考え、実施を継続したケースもあった。そうした判断のいずれをも尊重し保障しえたことが、機関としては望ましかったのではないかと思う。結果、相談室のケースの稼働状況は、緊急事態宣言下では平時のおよそ 3 割程度に落ち込んだものの、5 月の緊急事態宣言解除後からは徐々に再開するケースが増えていき、6 月には 6 割程度まで回復した。停止していた新規申し込み受付も、7 月 15 日より京都府下からのものに限って再開したが、この頃にはおおよそ平時の稼働状況に戻ることができた。

この 11 月現在、日本各地は流行の第三波を迎え、報告される感染者数や重傷者数も過去最大を更新し続けており、まさにウイルスとの「戦い」から「付き合い」へと生活様式の変化が必要だと実感される日々である。世界規模での終息の見通しは依然として立たず、今後も状況は変化していくだろうが、その都度、当センターとしての役割をできるかぎり果たせるような選択をなし、個々のケースにおける臨床的な判断の余地を大事にしていきたい。